



5月5日から  
児童福祉  
週間

広げよう 子育てを支える 地域の輪

毎年5月5日から11日までの1週間は、児童福祉週間となっています。この週間はすべての子どもを心身共に健やかに育てなければならぬといった児童福祉の理念の周知と児童を取りまく諸問題への社会的関心を高めるために昭和22年に定められたものです。子どもを育てる環境は、現代と親の世代、祖父母の世代で大きく変化してきています。特に現在は、子どもたち



元気に遊ぶ子どもたち(町保育所)

を巡っていじめや少年犯罪の増加、子どもが被害者になるようなさまざまな事件が発生しており、子どもを健やかに育てることの出来る社会の安全が脅かされています。こうした環境のなかで、子どもたちを心身ともに健やかに成長させるためには、家庭や学校はもろろんのこと、地域社会全体の役割も大切です。

子どもとのふれあいを

子どもの成長に最も大きな影響を与える環境は家庭です。家族との温かいふれあいを通じて、子どもの豊かな心が育まれます。しかし、近年は親子ともに仕事や塾など多忙な生活を送っていて、親子であう時間は少なくなっています。また、父親の子育てへの参加が少なく、母親の負担が大きくなっていることから「子育てに自信がない」「自分の時間が少ないなど子育てにストレスを感じる」といった

育児不安を抱える母親も多くなってきたといわれています。さらには、都市化による核家族化の進行によって、子育ての先輩である祖父母との交流が極端に少なくなっていることも育児不安に一層拍車をかけているといわれています。

悩まないで相談

このような状況の中で、町では保健師や民生児童委員などによる子育て相談を受け付けています。育児についての悩みや不安、予防接種、子どもの成長など様々な相談に応じていますのでお気軽にご連絡ください。

また、町には各地区を担当している民生児童委員のほか、町内の児童のことを専門に相談に応じる主任児童委員が配置されています。主任児童委員の役割は、その名のとおり児童に関する健全育成や子育てに関する困りごと、悩みごとなどの相談や役場との円滑な連携などが主な仕事となっています。

現在、主任児童委員の2人

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票のできる人

手帳の種類 障害等	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢、体幹	1級又は2級	特別項症から第2項症まで	
移動機能	1級又は2級		
心臓、腎臓、呼吸器 膀胱、直腸又は小腸	1級又は3級	特別項症から第3項症まで	
免疫機能	1級から3級まで		
要介護状態区分			要介護5

代理記載のできる人 (郵便等による不在者投票のできる人で、かつ下表に該当する人)

手帳の種類 障害等	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢、視覚	1級	特別項症から第2項症まで

郵便等による不在者投票制度が改正されました

身体障害者や戦傷病者で、その障害・傷病の程度が重度である場合は、郵便等による不在者投票をすることができませんが、今回の法改正で免疫の障害・介護保険法の要介護状態区分による程度が追加され、対象者が広がりました。

また、郵便等による不在者投票ができる人のうち、上肢または視覚の障害が重度である人は、本人に代わり別の人投票用紙に記載する代理記載での投票もできるようになりました。郵便等による不在者投票を行なう場合は、前もって「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりませんので、早めに申請手続きを行なってください。

- ◆申請に必要な書類等(申請用紙等は選挙管理委員会に備え付けています。)
- 通常の申請の場合
  - ①郵便等投票証明書交付申請書(代理記載用)
  - ②身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証若しくは障害程度を証明する書面のいずれかの提示
  - ③代理記載人となるべき者の届出書
- 【代理記載人】
  - ①代理記載人となること同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書
- ◆申請・問い合わせ先  
町選挙管理委員会事務局  
62-2111

## みんなで始める フローラのまちづくり

フローラのまちづくり推進事業補助金

町では、第4次総合計画の基本理念である「やすらぎ」と「うるおい」のあるまちづくりを目指し、フローラ(花の女神)のまちづくり事業を推進しています。

今年度から、町では、やすらぎとうるおいのある地域社会を形成するため次のような各種事業に取り組んでいる、まちづくり団体(行政区等も含む)に対し、予算の範囲内で補助金を交付いたします。

◆対象事業

- ①施設整備事業(公園等の花壇整備 ●集会所等の環境整備など)

◆申請受付期間  
5月1日(土)から31日(月)まで。(※申請が少ない場合は6月以降も随時受付をします)

◆申請及び問い合わせ先  
町総務課 62-2111

花壇の整備などが対象となります(写真:花いっぱい運動)

②コミュニティ事業(●環境美化活動 ●環境保護活動など)

◆補助金の額  
経費の9/10以内の額で50万円が限度。また、施設整備事業は、1事業1回限りの補助とし、特別の事情がない限り5年以上施設管理に努めること。

お子さんのいる家庭に突然訪問しますが、何かあれば気軽にどんなことでもいいのでご相談ください。

主任児童委員  
村越キ又子さん

本町 111  
62-5002

子育てで悩まないご家庭はありません。一人で悩まないでいるなど相談することが解決の近道です。

主任児童委員  
橋本和子さん

前山 56  
62-4871

- ◆子どもと家庭テレフォン相談  
024-536-4152 (祝日を除く毎日)
- ◆須賀川相談室  
75-7823
- ◆児童家庭支援チーム  
75-2183
- ◆町健康福祉課  
62-2115

未来の大人を 地域社会で育てよう

地域は、子どもにとっても家庭にとっても最も身近な社会です。子どもを見守ることの出来る地域社会は、子どもの健やかな成長にとって家庭と同じくらい重要であるといわれています。学校以外での遊びや地域活動などを通じて、子どもが豊かな心を育める場所を作ることが、「未来の大人」である子どもたちにとっても地域社会にとっても必要なことといわれています。

この週間を機会に家庭でも、地域でも子どもを心身ともに健やかに成長させるための環境づくりを考えてみましょう。